

短期入所生活介護事業所 さぬき



ショートステイ さぬき



🔍 どんなサービス？

家庭的な雰囲気の中お泊りいただき、専門の介護職員が入浴・排泄・食事等の介助その他日常生活上のお世話をご家族に替わってさせていただきます。

🔍 どんな方？

介護保険で、要支援（1、2）要介護（1～5）の認定がでている方。

🔍 どうすれば？

利用を希望される方は、ケアプランの作成が必要になります。

まずは、担当のケアマネージャーにご相談ください。

🔍 一日の利用料金は？

その月利用したサービス単位数の合計に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として 8.3%・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として 2.7%・介護職員等ベースアップ等加算として 1.6%をそれぞれ乗じ足した合計に、地域区分（7等級）として 1.7%を乗じた金額の負担割合分が自己負担分の介護費用（A）になります。

A 介護費用に B 食費、C 滞在費を加えた額がひと月あたりの利用料になります。

Ⓐ 介護費用

要支援・・・サービス提供体制強化加算Ⅰ（22単位）を含みます。

要介護・・・サービス提供体制強化加算Ⅰ（22単位）看護体制加算Ⅲ 1 +Ⅳ 1（12+23単位）夜勤職員配置加算Ⅲ（15単位）を含みます。

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位/日	464	573	664	733	805	874	942

その他（対象者のみに加わる加算）：・送迎費 片道@184単位 ・

・緊急短期入所受入加算（7日限度）90単位

Ⓑ 食費 ・ Ⓒ 滞在費

朝食 250 円、昼食 680 円、夕食 515 円（合計1445 円）

利用者負担段階	B 食費	C 滞在費
第1段階	300円/日	0円
第2段階	600円/日	370円/日
第3段階①	1000円/日	370円/日
第3段階②	1300円/日	370円/日
第4段階	1445円/日	855円/日

※第1～第3段階の方は市への申請手続きが必要です。

	対象者	区分
非市世帯 課税者 税者 全体 が	生活保護受給者	第1段階
	高齢福祉年金受給者	
	年金収入等が80万円以下の人	第2段階
	年金収入等 80万円超 120万円以下 年金収入等 120万円超	第3段階① 第3段階②
	世帯員のいずれかが市民税課税者である人	第4段階

🔍 お持ち頂くもの

- ・下着類・靴下・寝巻き・室内着・上着（冬のみ）・歯ブラシセット
（3日以上の長期にわたる方でも、洗い替え程度（1～2組）と寝巻きだけで良いです。こちらで洗濯致します。）
- ・靴等（スリッパ等かかとがないもの×）
- ・薬（日数分 薬の一包化をお願いしています）
- ・薬の説明書（定期薬・発熱時・便秘時の対応など）
- ・健康保険者証・介護保険者証・介護保険負担限度額認定証（コピー）

初回のみ必要

🔍 お願い！

- 緊急連絡先をお知らせください。2名以上でお願いしています。
- 発熱等、体調の悪い場合は事前にお知らせください。
状態によっては、入所を見合わせていただく場合もあります。
お持ち物には必ずお名前の記入をお願い致します。
- 衣類等は、乾燥機使用のため、縮んだり、いたむ恐れのある物をご遠慮下さい。
（カシミア・毛100%のセーター等）
- 履き慣れた上靴をお持ちください。
- 利用料金については、口座引き落としにさせていただきます。（翌月27日）

🔍 一日のスケジュール

7時	10時	12時	14時	15時	17時	18時	20時	21時
離床 朝食 洗面 整髪 更衣	健康チェック 入浴 コーヒー・紅茶タイム	昼食	レク リエーション	おやつ	くつろぎタイム	夕食・口腔ケア	就寝準備・検温・水分補給	就寝

・生活リハビリ
・屋外散歩・慰問・足浴・手浴
・クラブ(音楽、料理、華道等)・季節の行事等

お問い合わせは…

〒760-0005 高松市宮脇町 2-37-21

短期入所生活介護事業所 さぬき

TEL 831-4451

老人介護支援センター さぬき

TEL 831-4498